

令和4年 第3回浅口市農業委員会議事録

令和4年3月15日浅口市消防機庫2階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋繁雄	出	金光1	原田恒明	出
2	渡邊清志	出	金光2	藤丘廣志	出
3	友田陽勝	出	金光2	安田文彦	出
5	古川秀昭	出	金光3	友田一美	出
6	佐藤和博	出	金光3	菰口清司	出
7	柚木栄蔵	出	鴨方1	吉川孝之	出
8	虫明祝典	出	鴨方1	杉本正彦	出
9	虫明伸吾	出	鴨方2	横山栄治	出
10	山下康朗	出	鴨方2	西山富雄	出
11	渡邊豊	出	鴨方3	高井基次	出
12	梶原めぐみ	出	鴨方3	山下眞治	出
13	岡田直樹	出	寄島1	村上宏一郎	出
			寄島2	大島明敏	出

事務局

局長 畝山 善生                      書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第11号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第6号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第7号 農地法施行規則該当転用届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和4年4月15日（金））

開会（午後１時３２分）

議長 それでは、これから委員会を始めたいと思います。よろしくお願ひします。

一遍に暖かくなりまして、お忙しい中お集まりをいただきありがとうございます。

先月の委員会では、本来ならば推進委員の方のご出席をいただいて委員会を開催するのが妥当だったんですが、こういう状態で、コロナが非常に多くなったということで、農業委員の方だけ集まって審議をしていただくという関係になりまして、いろいろご迷惑をおかけいたしました。

それでは、これより令和４年第３回浅口市農業委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は１２名で定足数に達しております。また、推進委員は１３名、ちょっと山下委員が遅れて来られるという連絡が入っておりますので、ご報告いたします。

ここで私から皆様に申し上げます。ご承知のとおり、現在岡山県では新型コロナウイルス感染症オミクロン株リバウンド防止特別対策期間であります。これに伴い、会議時間短縮のため、本日の会議でも委員からの補足説明は座ったままで行うこと、事務局説明は簡潔に行うことといたしますが、ご異議ございませんか。

委員 異議なし声

議長 それでは、会議時間短縮にご協力をお願いをいたします。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において７番柚木委員、８番虫明委員を指名します。

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日１日とします。

日程第３、議事に移ります。

議案第９号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

５２１番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は２ページになります。

議案第９号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和４年３月１５日提出。

番号５２１、土地の所在地は全て鴨方町小坂西です。

５２１－１、田、３５平方メートル。

５２１－２、田、９１９平方メートル。

譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、９番虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 虫明です。

この場所は、地図で言うと1ページ、2ページになります。

それで、譲渡し人が実の兄弟になりまして、この土地を分け地でもらったんですけど、管理ができないということで、このお兄さんになるんですけど、こちらのほうに任せたいという感じです。何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、521番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、522番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号522、土地の所在地は全て寄島町です。

522-1、田、130平方メートル。

522-2、田、1,053平方メートル。

522-3、田、1,027平方メートル。

522-4、畑、151平方メートル。

522-5、畑、371平方メートル。

522-6、畑、52平方メートル。

522-7、畑、72平方メートル。

522-8、畑、901平方メートル。

522-9、畑、86平方メートル。

譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委 員 地図は分かれてます。3、4、5、6ページになります。

寄島へ入って、坂を下って、寄島の最初の信号がある付近を西に行ったあたり一帯になります。譲渡し人と譲受人の関係は親子で、生前贈与になります。ただいま81歳の譲渡し人のほうが農業ができない状態になっておりまして、もう実際に譲受人のほうが耕作をしている状態です。問題はないかと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、522番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、524番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号524、土地の所在地、金光町占見新田。田、674平方メートル。

譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

議 長 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

委 員 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

2番渡邊です。

地図では9ページ、10ページになります。

最近ここへザグザグができとると思うんですが、すぐその南側の田んぼになります。現状は全部埋立てをしとんですが、分筆しておいから伯母に贈与するということになってます。特に問題がないので、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、524番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、526番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号526、土地の所在地、鴨方町小坂東。田、249平方メートル。

譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

議 長 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

委 員 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いします。

8番虫明です。

地図のほうは、11、12ページ。

場所は、鴨方西小学校から東へ500メートルですか、県道の里庄・地頭上線の沿線にあります。現在は、作付はされておられません。今般譲受人のほうからの要望があって話がまとまると、こういうことのようにです。特に問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、526番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、527番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号527、土地の所在地、金光町須恵。田、1,104平方メートル。

譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

議 長 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

委 員 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

3番友田です。

場所のほうは、13、14の地図のほうに載っております。

こちらのほうは、場所としては金光の吉備小学校から南南東ぐらいいかな、ちょっと東に寄った南のほうの花の池のちょうど南側になります。こちらのほう、ずっと譲受人のほうが何年来耕作されてるということで、今回一応所有権の移転ということで話がまとまったと聞いております。特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　それでは、527番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

　　続きまして、528番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　番号528、土地の所在地は全て寄島町です。

　　528-1、畑、914平方メートル。

　　528-2、畑、246平方メートル。

　　528-3、畑、167平方メートル。

　　譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

　　譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 　　次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委 員 　　梶原です。

　　こちらは、寄島の青佐の浜に向かう旧道沿いの青佐八幡宮の南西約200メートルぐらいいのところにありますが、譲受人の隣、隣家に当たる空き家を購入することになり、それに付随した農地になります。問題はないかと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　それでは、528番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

　　続きまして、529番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　番号529、土地の所在地は全て金光町須恵です。

　　529-1、田、172平方メートル。

　　529-2、登記地目、田。現況地目、畑。131平方メートル。

　　529-3、登記地目、田。現況地目、畑。185平方メートル。

　　譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由

は労力不足です。

議 長 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

委 員 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

場所のほうは、金光吉備小学校の東側で、ちょうど国道2号線の須恵の点滅信号のちょっと西の南側に当たるところになります。こちらのほう、今はもう耕作をされていないんですが、今回譲受人との間で話がまとまったというもので、周辺の営農にも影響がなく、特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委 員 それでは、529番の件についてご異議ありませんか。

議 長 異議なし声

異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第10号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

525番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は4ページになります。

議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和4年3月15日提出。

番号525、土地の所在地、金光町上竹。登記地目、田。現況地目、畑。310平方メートル。

借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、〇〇〇〇です。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委 員 1番大橋です。

位置図は、19、20ページになります。

場所は、上竹公会堂の南200メートルです。このたび子供さんが地元に戻ってくることになり、父親の土地を借りて家を建てるものです。土木委員さんの排水承諾もあり、特に問題ないと思われます。審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委 員 それでは、525番の件についてご異議ありませんか。

議 長 異議なし声

異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第11号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

ただし、7番柚木委員、藤丘委員、横山委員が当事者となっている案件でありますので、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、3名の委員の方は当該案件の審議が終了するまで退席をいただきます。

(柚木委員、藤丘委員、横山委員 退場)

議 長  
事務局

それでは、お願いします。

それでは、議案書5ページ、6ページ、7ページにわたります。

議案第11号農用地利用集積計画につきまして。令和4年3月15日提出につきましてご説明いたします。

今回の議案番号62番から81番の20件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は15名、農地は31筆です。更新が19筆、新規が12筆あります。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年未満が7筆、3年以上6年未満が24筆となっております。

次に、8ページへ移ります。

1の(1)地目別設定面積につきましては、田2万3,029平方メートル、畑4,426平方メートル、計2万7,455平方メートルです。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長  
委 員  
議 長

ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

なし声

質疑はなしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員  
議 長

異議なし声

異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

委員に入室をしてもらってください。

(柚木委員、藤丘委員、横山委員 入場)

議 長

柚木委員、藤丘委員、横山委員に報告をします。

議案第11号については承認をされました。

以上です。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第6号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書は9ページになります。

報告第6号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和4年3月15日提出。

番号519、土地の所在地、金光町須恵。田、536平方メートル。

借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日及び引渡し年月日は令和4年1月24日です。



番号520、土地の所在地は全て金光町須恵です。  
520-1、田、172平方メートル。  
520-2、登記地目、田。現況地目、畑。131平方メートル。  
520-3、登記地目、田。現況地目、畑。185平方メートル。  
借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、令和4年1月31日、引渡し年月日は令和4年2月28日です。

番号523の土地の所在地は全て金光町占見新田です。  
523-1、田、337平方メートル。  
523-2、田、674平方メートル。  
523-3、田、337平方メートル。  
借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日及び引渡し年月日は令和4年2月13日です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。  
委員 なし声  
議長 質疑はないようですので、ご報告を受けたこととします。

事務局 報告第7号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。  
518番の件について、事務局の説明を求めます。  
議長 議案書は10ページになります。  
報告第7号農地法施行規則該当転用届について。令和4年3月15日提出。  
番号518、土地の所在地、鴨方町小坂西。地目、畑。面積467平方メートルのうち155平方メートル。  
申請人は、〇〇〇〇。施設の概要は、〇〇〇〇です。農地区分は2種となります。

議長 次に、9番虫明委員、補足説明をお願いします。  
委員 虫明です。  
地図で言いますと、21、22ページになります。  
里庄の扶桑薬品を西に行って、ちょうど高速をくぐったあたりの北のほうになります。ここは、畑で作られておりますが、何も問題はないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。  
委員 なし声  
議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局 続きまして、日程第5、その他に移ります。  
事務局から報告等がありましたらお願いをいたします。

議長 ①浅口市農地賃借料情報について  
②利用意向調査の結果について  
③次回の委員会について  
④農業委員会の最適化活動の推進について  
それでは、終わります。ご苦労さまでした。

閉会（午後2時48分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年3月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩